

三田市新規就農相談カード(※三田市農地バンク利用申請書・三田市農業研修登録申込書)

※農地バンク利用または農業研修登録を希望する場合は○を付けてください。

(対応日： 年 月 日、対応者・氏名：)

ふりがな	さんだ やさい	現住所	〒669-1595 三田市川除 675
氏名	三田 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> 男・女	電話番号	080-0000-0000 ※日中に連絡がつく番号
生年月日	198X年 12月 26日 (3X)歳		

- ① 職業 1 会社員 2 自営業 3 学生 4 農業従事者 5 公務員 6 団体職員
7 アルバイト・パート 8 無職 9 その他 (農業研修生)
- ② 学歴 1 高校卒 (農業・非農業) 2 大学 短期大学 (農業・非農業) 3 その他 ()
- ③ 家族 1 独身 2 配偶者有り 子どもの有無: 有の場合人数・年齢⇒ 1人 (6歳、 歳、 歳)
- ④ 農業経験 1 なし 2 体験程度 (家庭菜園、貸農園) 3 実家手伝い 4 農業研修済み
(4と回答した場合、具体的な研修先(農業関係職歴含む)・内容・研修期間を記入してください
○○ファームで研修中(30年4月～現在に至る)露地・施設野菜の栽培技術全般(育苗、定植、管理、収穫)、出荷作業、対面販売など)
- ⑤ 保有資格 1 自動車運転免許 (AT限定・MT) 2 その他 ()
- ⑥ 就農の動機
1 本格的生産志向(専業農家) 2 農業法人への就職希望 3 農業体験(貸農園等)を希望
4 農村(田舎)暮らし志向(兼業農家含む) 5 その他 ()
- ⑦ 希望する作目、目指す農業経営のイメージ
(露地野菜(きゅうり、なす、ネギ等)を中心とした栽培とし、2～3年目には施設野菜(トマト)の導入をしていきたい。野菜は直売所を中心に、インターネットを活用した販売や SNS 等での情報発信に取り組んでいきたいです。)
- ⑧ 就農希望地 1 三田市内 2 阪神圏内(神戸市、宝塚市、猪名川町等) 3 兵庫県内
※複数回答可 4 こだわらない 5 その他 ()
- ⑨ 住居の確保 1 現住居で対応可能 2 就農地への移住を希望⇒確保のめど (1 有 2 無)
- ⑩ 希望農地面積 (30 アール ⇒ 買う ・ 借りる ・ どちらでも可) ※1アール=100㎡
- ⑪ 家族等の同意・協力の見込み 1 同意し、共に働いてくれる予定である⇒(協力者の続柄: 妻、父)
2 同意してくれるが、共に働いてくれる予定はない 3 今のところ同意していない
- ⑫ 就農希望時期 1 できるだけ早く 2 ()ヶ月程度先 3 未定 4 その他 (研修終了後)
- ⑬ 活用を希望する(見込まれる)制度 ※三田市で記載します
農業次世代人材投資資金(準備型・経営開始型) 農の雇用事業 認定新規就農者制度 認定農業者制度
機械・施設補助事業 資金融資(青年等就農資金等) 県研修制度(農大・楽農生活等) 農委農地相談
市農地バンク制度 市農業研修制度 市空き家バンク制度 農地中間管理事業 その他 ()

(相談内容)

新規就農の支援機関(農業委員会、県、JA等)へ必要に応じて当相談カード等の情報提供をすることになってよろしいですか。また、三田市農地バンク及び三田市農業研修の取り扱いについて同意しますか。

※三田市農地バンク及び三田市農業研修は利用希望者のみ。取扱事項については裏面をご覧ください。

同意するものに☑をつけてください。

- 三田市新規就農相談カード 三田市農地バンク利用申請書 三田市農業研修登録申込書

同意の署名: 三田 野菜

※三田市農地バンク利用申請の希望者のみご確認ください。

三田市農地バンク利用申請の取り扱いについて（農地バンク制度利用を申請する新規就農希望者のみ）

三田市農地バンクの利用を希望しますので、制度趣旨および下記の取り扱いに同意したうえで申込みます。なお、当該農地バンクで得た個人情報については、私自身が、制度の目的に従い利用し、決して他の目的には使用しません。また、農地を利用することとなった時は、農業の目的のみに使用し、適正な維持管理および地域との連携協力を行い、地域の取り決めを守り耕作することを誓約します。また、三田市新規就農相談カードや聞き取り等の情報については、農地所有者（農地登録者）へ提供することに同意します。

- (1) 三田市農地バンク利用申請をできる者は、農業者又は農業経営の実務経験・研修経験を有していると認められる新規就農者であり、かつ、市に持参で申込みをできる者。
- (2) 三田市は農地バンクで情報提供を行います。農地の貸借又は売買に関する条件交渉および契約手続きは、農地利用希望者と農地所有者で行うこと。また、農地にかかる取り決め（水利、畦畔管理、共有部分の管理等）についても、農地利用者及び農地所有者で負担方法を定めること。
- (3) 希望内容に基づき、農地利用希望者等に情報提供し、農地の紹介を行います。農地が見つかることを約束するものではありません。
- (4) 原則として申請順でマッチングを行います。農地所有者の意向や人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱第2の1に掲げる事業により作成するプラン）が作成してある集落については、プランに位置付けられている今後の地域の中心となる経営体（担い手）などを優先して農地利用の調整をすることがあります。

農地番号 ※三田市記入	
-----------------------	--

※三田市親方農家の三田市農業研修登録申込希望者のみご確認ください。

三田市農業研修登録の申込みの取り扱いについて

三田市農業研修登録の申込みを希望する者は、三田市新規就農相談カードや聞き取り等の内容を親方農家への提供及び下記の取り扱いに同意します。

- (1) 三田市農業研修登録に申込みできる者は、本格的な就農を目指し、必要な技術や知識の習得に強い意欲を有していること。
- (2) 三田市は、農業研修希望者と親方農家の間で、研修内容や時期等を調整し、マッチングの成立に努めます。ただし、希望内容の条件や適性等によっては、マッチングが成立しない場合があります。
- (3) 親方農家との研修マッチングが成立した場合、研修内容や条件等の詳細は、親方農家と研修生の間で直接行うこと。また、研修期間中は、就農に向けて農業技術や知識の習得に積極的に取り組むこと。
- (4) 申込の登録有効期間は、三田市新規就農者相談カードの提出から起算して1年とする。ただし、有効期間満了までに申込者からの申出があれば、登録期間を1年間更新することができる。
- (5) 研修期間中に発生した問題については、親方農家と研修生の双方が誠意をもって解決に努めること。
- (6) 市は、親方農家制度の実施に際して得た個人情報について適正に管理し、本事業の実施のために利用します。また、三田市新規就農者相談カードの内容は、円滑なマッチングを行うため、親方農家および関係機関（県、農業協同組合等）に提供を行う場合があります。

(三田市農業研修登録に関する希望) ※三田市記入
